

所管部課		まちづくり部 都市基盤課		部長		金子 秀之	
件 名		東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項		
関係事項	条例規則	東大和市都市公園条例					
	部課機関						
1. 要 旨 新たな市独自の財源を確保する取組として、適正な賃料相当額とすることを前提としながら、道路占用料を改定するものである。 (1) 主な改正点 - 第4条において、電線共同溝に係る道路占用料の徴収時期、道路占用料の分割納入、既納の道路占用料を返還しない旨等を追加する。 - 別表において、額の改定及び項目の整理を行う。 - 附則において、経過措置として、「改定後の単価」と「前年度の単価を1.2倍した額」とを比較し、低い額（端数処理した額）を採用するため、附則別表第1（令和7年度に適用）、附則別表第2（令和8年度に適用）、附則別表第3（令和9年度に適用）を追加する。 なお、令和10年度以降の道路占用料については、土地価格の変動等を反映するため、令和9年度に再度改定を行う。 - その他の文言整理を行う。 (2) 施行日 令和7年4月1日 (3) 影響及び効果 令和5年度の決算額と比較し、令和7年度は約1,100万円、令和8年度及び令和9年度は約2,000万円の道路占用料（特定公共物占用料を含む）の増を見込むことができる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和6年12月18日 東大和市道路占用料の改定（案）について、市議会議員全員協議会で説明 令和7年 1月30日 総務課において審査済み							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 令和7年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。